

# 「民族革命」から「五族共和」へ

——北一輝の中国革命観についての一考察

萩原稔

## 一 はじめに

一九世紀末から展開された中国の革命運動は、満州族<sup>[1]</sup>王朝である清朝に対する漢民族の「民族革命」という側面を有するとともに、帝国主義列強の中国侵略に抵抗しうる強固な国民国家を樹立するという目標を掲げていたことは周知のとおりである。しかしこのふたつの目標の間には、小さからぬジレンマが存在していた。前者の観点からは、革命後の中国が「漢民族国家」、もしくは少なくとも満州族に代わって漢民族が主導権を握る国家となることが想定される。革命運動の核が漢民族出身者で占められていたこともあり、彼らが唱えた「排滿」の主張は自然なものとして受け止められたといえる。だが、漢民族国家の樹立を革命の目標として前面に押し出すことは、清朝の版図に居住する漢民族以外の諸民族の抵抗感を助長し、結果として帝国主義列強の介入の呼び水となりかねない危険を有するものであった。一

九世紀におけるチベット・モンゴル・新疆など、漢民族から見れば「周辺」に位置づけられる諸地域に対するイギリスやロシアの進出は、革命派に限らず当時の中国の知識人にとって、自国の分割——「瓜分」の危機をもたらすものとして認識されていたのである。

このような民族間の軋轢、さらにはそれに乗じた列強による「瓜分」を防ぐため、辛亥革命後にしばしば強調されたのが、中国の領域内に存在する五つの主要民族——漢民族・満州族・チベット族・モンゴル族、そして新疆地方に多く居住するウイグル族などのイスラム教徒——が平等な立場にあることを前提として、これらを新たな「民族」として統一するという「五族共和」論であった。それを端的に示したのが、一九二二年一月一日、新国家「中華民國」の臨時大總統に就任した孫文の名で発表された宣言書の一節である。

「国家の根本は人民にある。漢、満、蒙（モンゴル）、回（新疆）、蔵（チベット）の諸地を合して一国となし、漢、満、蒙、回、蔵の諸族を合して一人となす。これを民族の統一という」<sup>②</sup>。

この宣言書では、「中華民國」が満州・モンゴル・新疆・チベットを含む清朝の領域をそのままに継承することを国内外に表明したうえで、その領域に住む諸民族を対等な立場でひとつの大きな「民族」としてまとめあげることが明言している。さらに同年三月に制定され、同じく孫文の名で公布された新国家の臨時憲法「中華民國臨時約法」（以下「臨時約法」）では、第三条で「中華民國の領土は、二十二行省、内外蒙古、西藏、青海（チベット族が多く住む現在の青海省）である」、第五条で「中華民國の人民は一律平等であり、種族・階級・宗教の区別はない」と規定しており、ここにも「五族共和」論の理念をはっきりと見てとることができる。もともと、その後の革命の経過のなかでこの理念は

複雑に変容することになるのだが、いずれにせよ、中国革命において多様な民族をいかにして糾合していくかという問題は、常に重要な意味を持ち続けたのである。

中国の国家建設の過程における「民族革命」から「五族共和」への流れについては、すでに少なからぬ先行研究が存在している。<sup>4</sup>しかし、中国革命に関心を抱いた同時代の日本人が、隣国の国家建設に伴う「民族」の問題をいかにとらえたのかという点については、十分に検討されているとはいえない。本稿では、中国革命に深く関与した代表的な日本人の一人である北一輝の言説を中心に検討していくことにしたい。

## 二 「国家民族主義」の論理

北一輝（本名は北輝次郎、一九一六年に「一輝」と号す）は、一九一九年に『国家改造案原理大綱』（のちに『日本改造法案大綱』として一部修正して公刊）し、日本の右翼運動に大きな影響を与えた思想家として知られる人物である。一九〇六年に執筆した処女作『国体論及び純正社会主義』が日本政府から発禁処分を受けた直後、宮崎滔天などの誘いを受けて中国革命を支援する革命評論社に入り、さらには中国革命同盟会にも加わって、宋教仁や章炳麟、譚人鳳ら多くの中国人革命家と親交を深めていった。またその過程で、黒龍会の内田良平をはじめ、中国革命を支援する右翼運動家との関係も持つようになった。そして一九一一年の辛亥革命勃発に際しては、宋教仁の招きに応じる形で中国に渡り、一九一三年三月の宋教仁暗殺に至るまでの民国初期の激動期を過ごした。同年五月に日本に帰国した後には、実際に見聞した中国革命の動向をふまえて『支那革命外史』（一九一五―一六年、以下『外史』）を執筆し、日本政府の要職者に対して中国革命の実態を説き、日本の対中国政策を献言したうえで再び中国へと赴いた。結果的に、一九一九年の五・

四運動に直面して日本の「改造」へと舵を切るまで、北は中国革命にその情熱を注ぎ続けたのであった。

では、北の中国革命観はどのようなものであったのだろうか。彼は中国革命を「民主共和の空論より起りたるものに  
あらずして、割亡を救はんとする国民的自衛の本能的発奮なり」（『外史』Ⅱ―一二）<sup>5</sup>と位置づけ、中国の「瓜分」を回  
避するための革命であるという認識を持っていた。そして中国革命がこのような性格を持つに至った背景として、北は  
日本の思想的な影響を指摘している。「ペルリの来航は攘夷の声に於て日本民族が一社会一国家なりと云ふ国家意識を  
下層の全分子にまで覚醒を広げ」（『国体論及び純正社会主義』Ⅰ―三五〇）た結果、明治維新——北は「維新革命」と  
呼ぶ——の実現につながり、さらには日露戦争の勝利をもたらしたと説いていた北は、かような状況が日本に滞在して  
いた中国人留学生に大きな影響をもたらし、革命運動の引き金になったと考えたのである。これに関連する北の文章を  
『外史』から引用してみる。

「満清皇室は己が人の君を亡ぼし人の国を奪へる征服者にして被征服者の覚醒と共に顛覆さるべき説明を日本の国  
家民族主義に求めしめんが為に留学生を派遣したるに似たり……異民族の支配を蒙らざる日本に於て治安維持の国  
家民族主義は、満人に征服せられつ、ある支那に渡りて革命の科学的理解とならざるを得ず。即ち日本の国家民族  
主義によりて解釈されたる忠孝道德は己の君を亡ぼし国を奪へる者と共に天を戴かざる事を教へ、他の民族の支配  
を受くるよりも死を勝れりと説く者……満人の統治を排滅し漢族の復興に努めよといふ国家民族主義は、十数年来  
両国（日本と清朝）政府の奨励と共に東京の講堂に於て堂々として鼓吹されつ、あり」（Ⅱ―一六）。

ここで北は「民族」と「革命」をめぐる問題が日本と中国とで事情が異なるということに言及している。「治安維持

の国家民族主義」という表現からも理解できるように、日本では「国家民族主義」すなわち「ナショナルリズム」が他国  
⇨ 他民族からの侵略を防ぎ、自国⇨自民族の発展を促すものとして機能したとみなしているのである。日本民族の一体  
性を自明のものとしているという問題はあるが、近代日本においては民族対立の構図をもとに現実の国家体制の正統性  
を否定するという構想が主流となりえなかつたことは事実である。しかし中国においては、その「国家民族主義」が「征  
服者」である満州族に対する「被征服者」漢民族の抵抗の基盤となつたというのである。すなわち北は満州族に対する  
強い敵愾心を打ち出した革命派の「排満」論に、時代を動かす大きなエネルギーを発見したのであつた。

さらに辛亥革命の直後には、当時日本にいた友人の清藤幸七郎に宛てて、中国から以下のような手紙を送っている。

「政治階級によつて其国の政策を批評すべきは固より、国風全体を判定することも或程度まではよろしい……この  
原則からの推論が現今の支那に及ぶときに、満人の政治時代と、漢人自らの政治時代、特に我が革命党の政治時代  
とは明白に截然と区分されねばならぬ」(「上海占領行動に関する情報」、北輝次郎發清藤幸七郎宛書簡、一九一  
一年一月五日、Ⅲ—一五八)。

「苦力が政治し、満州土人が治者であるならば政策も国風も奴隸的のものと見て……今日までの通りの対清策でよ  
ろしい。革命党、即ち数万の日本の頭脳が治者階級を形づくつて居る新支那に対しては、日本の対支那策も一変し  
なければならぬ、——而も其の一変たるや支那の革命しつゝ、あるに併行して革命的に一変たるべきは申すまでもない」  
(同上、Ⅲ—一五九)。

さらに北は革命後に成立すべき新国家に対して日本が従来と同じく利権獲得に奔走するのであれば、必ず「全四百余

州からポイコツトされる」（同上）という警告を発している。「国家民族主義」に基づく中国革命に対する北の理解をうかがうことができる。だが見方を変えれば、上記の文章から滿州族に対する侮蔑感を看取することもできるだろう。つまり中国革命はあくまで漢民族復興のための革命であり、その主導権を漢民族が握るべきであるという考えは、北にとって揺るぎのないものであった。

だが、このような観点に立つと、清朝の崩壊、そして漢民族の袁世凱が中華民國の臨時大統領に就任したことによって、革命の目的が達成されたことになるのではないか、という疑問が生じることになる。革命派が守旧派の袁世凱と結んだ「南北和議」に対しては、革命に期待を寄せていた日本人のあいだでもこれを革命の挫折ととらえる声が上がっていた<sup>⑥</sup>。そして中国には共和制は不可能であり、結局のところ亡国の運命は免れないという意見もあらわれる。作家中島敦の伯父である漢学者の中島端は、「袁世凱得々然として出て来り……革命党人も亦東より西より、南より北より、歡迎し謳歌し、先を争ひ後れんことを恐る、者の如し<sup>⑦</sup>」という状況に対して「此輩自ら欺くにあらざれば、則ち暗愚蒙昧のみ<sup>⑧</sup>」と断じ、「夫れ支那人已に共和国民たる資格なく、能力なし<sup>⑨</sup>」と切り捨てた上で、「天時人心已に此に至りては、大賢聖ありと雖、大偉人ありと雖、復挽回の策なし。況んや今の老朽腐敗せる支那民族をや、輕佻<sup>（ヤ）</sup>倖薄、怠惰怯懦、氣なく胆なき支那人をや<sup>⑩</sup>」と中国の将来を絶望視している。また、のちに北と「国家改造」運動で行動をとるに滿川亀太郎と交友のあった酒巻貞一郎は、革命派と袁世凱の妥協で収束した辛亥革命を「革命の原則たるべき流血を以てこれを購はざるが故に、真の革命と称すべからず……一時を瞞着したる革命なるのみ<sup>⑪</sup>」と痛烈に批判し、中国の分裂・分割の危機をもたらしたのは「支那人民が活力を失ひたる結果なりと雖も、其最近の動機は総て袁世凱の姦悪より起りたるなり<sup>⑫</sup>」として袁世凱を「筆誅」するとまで息巻いている。このように、袁世凱の権力掌握を否定的にとらえ、結果として中国革命に失望する日本人は少なくなかったのである。

しかし、北にいわせれば、いわゆる「排滿」——滿州族王朝の打倒は、あくまで中国革命の第一段階にすぎないものであった。

「支那が排滿の民族的革命を求めたるは同時に袁が代表する亡国階級の根本的一層を求むるもの。真の近代的組織有機的統一の国家を建設せんが為めの興漢革命を要求する者なればなり。一掃さるべき階級と其代表者の覆没とは、支那が積弱割亡の禍根を芟除して能く一国として存立し得るや否やを決せんが為めの革命にして、——即ち排滿は興漢の予備運動にして、微少なる袁孫の交送を意味せず」（『外史』Ⅱ—二一—二二）。

すなわち「国家民族主義」に基づく革命は、単に一国内の「民族」対立を解決し、漢民族が政権を担う国家を樹立するだけで終わりではない。袁世凱をはじめとする守旧派は、自らの権力を維持するため列強に媚態を示す「亡国階級」であり、これを除去することによつてはじめて中国の独立を維持することが可能になるといふのが北の見方であった。ゆえに袁世凱が政権を掌握したのちも、さらなる革命が必要ということになる。

ところが、袁の保持する軍事力が強大であり、革命派がそれに対抗するに十分な力を備えていないという現実の状況を熟知していた北は、武力革命の継続が不可能であるという革命派の判断をやむをえないものとして受け止めていく。そもそも「革命とは思想系を全く異にすと云ふことにして流血と否とは問題外なり」（『国体論及び純正社会主義』Ⅰ—三八九）、あるいは「古今凡ての革命運動が実に思想の運動にして兵火の勝敗に非ざるを知る者なり」（『外史』Ⅱ—二三三）と考える北にとつて、流血なき革命が「瞞着したる革命」だという酒卷の非難は全く的外れなものであった。それゆえに北は南北和議についても、「抑制すべからざる瘦我慢を殺して一切を袁に譲りし……大局的行動」とこれを是認する

（同、II―七四）。あわせて、臨時約法の規定に基づき、民選議會を基盤として袁世凱の独裁を牽制するという「議會革命」を説いた宋教仁の戦術についても一定の理解を示していくことになる。ちなみに、北は一九一六年四月から五月にかけて執筆した『外史』の後半部で、「君位を世襲繼承せし君主に非ずして「クリルタイ」と名ぐる大会議によりて選挙」（同、II―一五八）されるモンゴル帝国の君主「窩潤台汗（オゴタイハハン）」になぞらえた武断的大總統を中心とする革命独裁を説き、「支那に於ては不合理にして不可能なる衆議院は今後約十年明かに不用なり」（同、II―一六〇）と民選議會を否定しているが、前年一月から一二月に執筆した『外史』前半部では、民選議會による大總統権限の抑制を「一個嚴然たる東洋的共和政体を樹立したるもの」（同、II―一五八）と積極的にその意義を評価していることを付言しておく。<sup>13</sup>

### 三 「五族共和」論への視線

では、中華民国発足直後に領域の維持と民族の平等な統合を説いた「五族共和」論については、北はどのように理解していたのだろうか。

南北和議と清朝滅亡という事態を受けて、日本では中国の「瓜分」<sup>14</sup>「分割」が必至のものと見る議論が盛んに展開されていた。前章でも紹介した中島端は、「支那の時局究竟如何。余敢て断じて曰ふ、各省の分裂のみ、列強の分割のみ、五胡十六国の再現のみ」などと中国の将来に悲観的な予測を示している。また、同じく先に名前を挙げた酒巻貞一郎は、モンゴル・新疆に対するロシア、チベットに対するイギリスの進出という状況を受け、「我国は素より支那領土の保全を以て唯一の利益とし、政策とすと雖も、若し支那老大国の生氣既に尽きて……分割の非運を見るに至らば、已むを得



ず、其遺産の分配に与らざるを得ざるなり。然も我国は支那の近親たり、隣国たる最も深き關係上、其分前は最も多からざるべからず<sup>15</sup>と述べ、日本は滅び行く中国から少しでも多く取り分を確保すべきであるという国益追求の姿勢をあらわにしていた。これらの著述では「五族共和」論について全く言及していないが、結局のところ論じるに値しないという意識があったことは確実であろう。

これらの主張とは別に、「五族共和」論を徹底的に否定したのが、中国学の泰斗、内藤湖南である。内藤は一九一四年に著した『支那論』において次のように述べる。

「漢人と云ふものが自己の文明を誇り、自己の能力を頼む余りに、縦令五大民族を統括しても、五族各々平等なものとして、それ等の風俗習慣若しくはそれ等の文化を尊重して、さうして自分と同等のものとして扱ふと云ふ考になり得るや否やと云ふことは余程疑問である。詰る所漢人を中心として、それに外の民族が附属して、統括されて行くべきものであると云ふやうな理想になつて居るに過ぎない<sup>16</sup>」。

すなわち内藤に言わせれば、「五族共和」論は「漢民族中心主義」を隠蔽する建て前にすぎず、結局のところモンゴルやチベットなどが「皆支那から分離することは、将来の運命として、明かに分つて居ることである<sup>17</sup>」し、また満州についても「支那の財政上から考へると、満州を切り離す方が利益で、今日の財政ではこれを持つてゆくだけの實力は無い<sup>18</sup>」以上、結論はひとつである。革命後の中国は「五族共和と云ふやうな、空想的議論に支配されずに、實際の實力を考へて、寧ろ其の領土を一時失つても、内部の統一を図るべき<sup>19</sup>」ということである。その統一が「各地方の利害と衝突しない、統一力としては極めて薄弱ではあるけれども、分離しないと云ふ丈を程度とする所の統一<sup>20</sup>」、すなわち一種

の「連邦制度」を志向するものになるであろうというのが、中国の社会・文化に透徹した理解を示した内藤の結論であった。のちに袁世凱の帝制強行に伴う中国の混乱を受け、「支那今日の政治状態は自分の国のものがこれを支配すると……之を良い方に導かないのみならず、益々悪い方に導くと云う位にまで墮落して居ることから、今日の支那の状態は政治機関が全部外国人の手で行われる方が支那人民の為に非常な幸福であろう」と述べたこともあって、内藤の中国論も前述した中島や酒巻らの「当時流行の『支那分割論』と変わりはない」と解釈されることもあるが、少なくとも『支那論』においては、周辺諸地域を分離した形であれ、中国本土を統一する国家を想定していたという点は指摘しておきたい。<sup>(21)</sup>

ほかに、のちに『外史』の頒布を通じて北と交友を持つようになった永井柳太郎は、一九一四年の時点で中華民國の財政危機を解消するために、「蒙古を国際シンヂケートに売却せしむるか、若くは世界の競争に附せしめ」ることを提唱し、「蒙古にして国際シンヂケートの経営する所とならば、その外交的地位は必ずや中立地帯たるに至るべく、支那は自から北辺の大患たる露国と直接その境を接するを免るゝを得ん」として「これ医師の局部を切断し、以て全身の死を救ふに似たり」と述べていた。これもまた、内藤と同じく周辺諸地域の放棄とひきかえに中国本土の統一を図るべきという論旨である。いずれにせよ、日本では中国革命の混乱を受け、周辺諸地域を含めた形の「統一」は実現不可能であるという議論が盛んに展開されていたことは間違いない。

これに対し、北はまったく対照的に、「支那は歴史ありて以来統一せらる……治者と民衆の理想が常に統一に存してその分立し抗争せる時代は統一の覚醒が未だ拡汎せざりし歴史的過程に過ぎざること多言を要せざる所なり」(『外史』Ⅱ一八)として、あくまで中国の統一を自明のものとみなしていた。それゆえに、前述したように「興漢革命」すなわち中国革命を「亡国階級」一掃ののちに「真の近代組織有機的統一の国家を建設」するものとして評価したのである。

むろん、清朝の時代にはじめて中国の支配下に置かれたチベットや新疆などを念頭に置くならば、中国全土が「歴史ありて以来統一」されているというのは無理がある。もっとも、清朝末期になると、清朝は自国の領域を確定し、その統一性の保持を目指していくことになるが、このような試みを通じて、中国の知識人のあいだに周辺諸地域を包含する「中国」という強固かつ均質なまとまりが存在するという言説が生み出されていったことは事実である。<sup>(26)</sup>そして多くの中国人革命家と交流のあった北もこれに同調しつつ、列強の侵略による中国分割の危機に対して警鐘を鳴らしたのであった。とりわけイギリスとロシアについては、「支那の革命を機として蒙威を窺ふ英露は尚仏蘭西の動乱に乗じて分割を同盟せる塊普の如し」(同、II—一八〇)として、「露の北夷を討ち、英の南蛮を破らずんば自己の生存を失はんとす」(同、II—一六三)る状況に中国が置かれていることを強調し、この両国を中国の仮想敵国と位置づけたのである。

ここで注意しておきたいのは、北はイギリスとロシアのみならず、この両国と同盟関係を結び、中国に侵略の手を伸ばす母国日本に対しても強い批判の目を向けていたということである。辛亥革命の混乱を機に、日本の軍部や川島浪速ら大陸浪人が清朝の皇族肅親王らを擁して満州独立を画策していた。北は日本人がかかわっていたこの「満蒙独立運動」について、以下のような電文を内田良平に宛てて送っている。

「要するに講和(南北和議)の勢を早めたる近因は明かに蒙古独立(一九一一年一二月の外モンゴルの独立宣言を指す)および日本の態度に疑はるべきを見たるがためにして……日本は最後の援助として皇族等の満州独立宣言を取消さしめんことを信ず。……日本にして満州独立を取消さしむるならばこの大局は殆んど日本の手を以て結ぶもの」(「北輝次郎發内田良平宛」電文、一九一二年二月一九日、III—六七七。<sup>(27)</sup>)。

加えて、この当時北と同じく革命派を支援しつつ、南北和議に対して疑義を呈していた日本の大陸浪人の言動も、日本と新生中国との関係を悪化させる要因となりうると懸念していた。同じく内田宛の別の電文にはこのような文言を記している。

「（大陸浪人が）非講和論を唱へ袁を悪罵して挙国一致の感情を蹂躪せるがために日本は戦乱の延引を図りて満州を第二の朝鮮たらしめんとするものなりとし彼ら（大陸浪人）が曾つて日本政府を左右し得るかの如く広言せるがために実に日本政府が彼らを放ちて煽動するものと誤解せらるるを如何ともする能はず」（「北輝次郎発内田良平宛」電文、一九一二年三月一日、Ⅲ―六七九）。

これらの電文からは、少なくとも一九一二年の時点の北が、日本の権益拡張を図る満蒙独立運動に好意的ではなかったことがうかがえる。周辺諸地域も含む中国全土の「統一は実に根底深き国民的要求」（「北輝次郎発内田良平宛」電文、一九一二年三月一二日、Ⅲ―六八〇）だと認識していた北は、そのような状況を理解せずみやみくもに南北和議を否定する日本人について冷ややかな視線を向けたのであった。これはこの三年後に執筆した『外史』においても同様であり、「排満を叫んで満人の征服を斥けたる興漢革命は日本の保護国となりて亡漢を再びせんが為めに非ず。……然らば頭山（満）犬養（毅）氏等が南北一統を非譏せしを憤りて日探速やかに帰国すべしと宣言せる章太炎（章炳麟）は亦堂々たる興国の先駆者なり」（Ⅱ―七三）と述べるなど、中国人の統一への熱情を理解すべきと提言している。さらに後半部では、「五族」の統一という理念にも言及しつつ、次のように述べている。

「蒙古一角の喪失は則ち全支那の割亡を結果す。即ち蒙古西藏は浅薄なる支那学者等の考ふる如き中世史の外藩にあらずして、英露の経略に対抗して支那の存立を決する有機的一部なり。彼の五族統一は不可能なりとして一国の国旗を侮辱し、須らく滿蒙回藏を放棄して十八省本部の治を図るべしと云ふが如き一顧の値なき愚論が日本の朝野に敬重せらるゝ、如くにして如何ぞ日支の親善を望むべけんや。是れ四肢を切断して口腹の生存を続けよと云ふもの。唇亡びて齒寒しの論法に従へば四肢なきの肉塊は鳥雀の啄ばむ所とならんのみ」(II—180)。

北は「列強対峙に至らざる中世史に於て蒙古西藏等が多く必要なき外藩たりしことは事実」(同上)であることは認めてゐる。しかしまさに「列強対峙」の状況にある現代においては、これらの地域を中国の領域として確保しなければ、中国は「生存」不可能だといふのである。このような主張に則りつつ「浅薄なる支那学者等」として攻撃の対象にしたのが、すでにその名声を知られていた内藤湖南であることは言うまでもない。周辺諸地域を中国本土から切り離すべきとする内藤の主張は、これらの地域も含めた「全支那の統一」を説く北にとっては否定すべきものではなかつた。北はすでに『外史』の前半部でも「我が国の支那学者内藤博士」が「各省連邦論を容れて支那の将来は連邦共和制を可とすべしと論著せる」(『外史』II—8)ことを批判しており、中国における中央集権の徹底を説いていた。そして「五族共和」論に対する内藤の懐疑的な姿勢は、北の目から見れば「一国の国旗」、すなわち「統一的理想を五族に及ぼさん」とせる五彩の民国旗(同、II—71)を「侮辱」するものと映つたのである。よつて北は、モンゴルやチベットのみならず、中華民國の二十二行省のうち新疆省(回)と黒竜江・吉林・奉天のいわゆる東三省(滿)を放棄し、残りの「十八省」の維持を図るべきというような主張を「愚論」と断じ、あくまで「五族」の団結もとの中国の統一を支持したのである。友人の宋教仁が「五族共和」を明記した臨時約法の内容に少なからぬ影響を与え、かつ国旗である「五色旗」

の考案に携わっていたことも、北の「五族共和」論に対する思い入れを強めたといえる。

さらに北のこのような姿勢を裏づけるものとして、一九二〇年代に北が執筆したパンフレットの一節を引用してみよう。

「支那の革命は漢民族の土地を征服して君臨せる異民族（満州族を指す）に対する追放戦の理論と運動であつた。革命の烽火は異民族の首府北京方面から挙がらず、漢民族の中心地方より起つた。彼は異民族の大清帝国に対峙せる交戦団体として中華民國と号した……処が革命の進展と共に国際間に彼等の占有すべき領土問題に面接したのである。異民族の帝国と全然別交渉なる別個の民族が他の領土に共和国を建る時は、異民族の所有せる帝国発祥の領土南北滿洲を放棄しなければならぬ法理に落ちて来る。又蒙古民族の住する内外蒙古、西藏民族の住する西藏の領土を占有すべき法理的根拠を失ふことになるのだ。支那の諸君は茲に於て全国一斉に革命理論を根底より転換した。曰く大清皇帝の退位と同時に民族革命は終結した。今後は支那に存する五族を統一して、大清皇帝の領土全部を継承するのであると。彼等は理論及び行動の全部の一変と同時に其の革命旗をも一変した。民族革命と社会革命とを併べ掲げた孫逸仙考案の国旗（青天白日旗）を棄て、五民族統一の国家を表はす今の五彩旗にしたのは是故である」。（「ヨッフエ君に訓ふる公開状」、一九二四年、II—四〇一）

やや長文になったが、これはまさに「五族共和」論が必要とされた事情を的確に示したものである。つまり北は、新国家が清朝の版図をそのままに継承することを内外に宣言するために「五族共和」論が不可欠であったとみたのであつた。

しかし、以上説明してきたことから、北の「五族共和」論に対するスタンスも透けて見える。すなわち彼は「五族統一」によって中国の領域を維持するということについては積極的に評価しているが、「五族共和」という表現を全く使っていないことから分かるように、「民族の平等」という点に関しては一切興味を示していないのである。だが、このような北の態度はまさに「五族共和」を唱えた革命派の指導者ともある程度重なり合うものだった。そもそも「五族共和」論は、必ずしも周辺諸民族の要求を真に理解した上で打ち出されたものではなく、中国の領土保全という大前提のもとで提起された、いわば「苦肉の策」ともいうべきものであった。よって、「五族統一」の原則を揺るがすような周辺諸民族の動向に対して、革命派の有力者たちが民族の平等という建て前を放棄するような態度を示すこともしばしば見られた。たとえば宋教仁は外モンゴルの独立宣言に対し、「今五族のなかで文明・野蛮の程度は等しくはない、クローン（現在のウランバートル）の独立も実はこの点に原因がある」としたうえで、「種族の同化」をすすめることによつて民族問題の解決が可能であると説いている。<sup>29</sup>この場合の「同化」が、「文明」的な漢民族による「野蛮」なモンゴル族の吸収を意味することは明らかである。また、周辺諸地域の離脱の動きに対しては、孫文も同様の論旨を展開している。

「今わが国は共和制が成立し、蒙、藏、青海、回疆（新疆）に属する同胞は、昔は压制を受けていたが、今はみな国家の主体、共和国の主人となることができた。すなわち国家の参政権を取得できたのである……これは旧清朝が蒙・藏を軽視していたのとは異なる……ただ蒙・藏の同胞は現在いまだこの理を知らず、日々外人の使喚を受け、種々の誤った行為をおこなっている」<sup>30</sup>。

民国の「理」、すなわち「共和制」に対する理解の不十分さが周辺諸民族の「誤った行為」である独立や自治権要求などの動きに結びついているという認識は、宋教仁の「文明」＝漢民族、「野蛮」＝周辺諸民族という構図と重なる。つまり民族の平等を説く「五族共和」論の裏側には、「漢族以外の四族が民国を離れ、政治的自治、独立権利を主張するなどということがあるべからざる見地として切り捨て」<sup>31)</sup>たうえで、いち早く民国の「理」に目覚めた漢民族が他の遅れた民族を指導するという思惑が存在していたのである。片倉一忠は、孫文の臨時大統領就任の宣言における「五族共和」の表明も、その力点はあくまで「全国の統一」に置かれており、「孫文の当時の考えは各個に独立を宣した各省を統一（結集）することが第一義であつて、民族云々は二次的なものであつた」<sup>32)</sup>と論じているが、それは孫文をはじめとする革命派のみならず、革命を通じて「統一」された中国の実現を念願する北においても同様であつた。彼は強力な革命指導者のモデルをモンゴルの君主に求めたが、それはあくまで「中国」の統一を維持するという目的を実現する上で参考になるものだと判断したからにすぎない。すなわち北は漢民族を中心とする革命派が「五族共和」論を唱えた意図を正確に認識していたといえる。

#### 四 満州領有論の背景

しかし、ここで我々は、北が一方で「中国」の領域の維持を説きながら、次のような議論を展開していることに目を向ける必要がある。

「支那は外蒙古と共に内蒙古を得べし。日本は南満州と共に北満州を得べし。内外蒙古は支那存立の絶対的必要な



り。彼（中国）が日本の後援によりて内外蒙古を得ることは西藏を維持し支那全部を保全し得る者にして南満の一  
角と較量し得べき者に非らず」（『外史』Ⅱ―一八五）<sup>33</sup>。

すなわち北は満州全域を日本に割譲することを革命後の中国に求め、そのかわりにロシアが進出している外モンゴル  
と内モンゴルを合わせた地域を日本の支援のもとに中国が確保するという「滿蒙交換」の論理を打ち出している。だが、  
これは先に引用した「滿蒙回蔵」と「十八省本部」との統一を当然のものともみならず発言とは明らかに背馳する。

日本の満州領有を支持する主張は、上記の引用も含めて『外史』の後半部に頻繁に現れてくる。北はまず前提として、  
「日露戦争によりて露西亜より奪へる南満州を以て日本の正義を疑ふものにあらず」（同、Ⅱ―一〇二）と述べる。なぜ  
なら、「日露戦争中の南満州占有は支那保全主義の爲めの城壁」（同、Ⅱ―一〇三）、すなわちロシアの南下を防ぎ、中  
国の領土を保全するために必要不可欠なものと位置づけたからである。まして「南満州は露西亜より奪ひたるものにし  
て已に清国の領有にあらざりしなり」（同、Ⅱ―一〇二）と見る北にとつては、南満州を中国に還付する必要はないこ  
とになり、それゆえに「亡びたる滿清の失へるものを新たに興らんとする漢民族が主張せんと欲せば干戈に見ゆること  
を要す」（同上）という結論が導かれるのである。

もつとも、このような意見は当然に満州も含めた中国の統一を目指す人々からの反発が予想される。日露戦争におい  
て日本がロシアから譲渡されたのは、あくまで関東州の租借権、そして長春以南の鉄道（南満州鉄道）とその付属権益  
にすぎない。一九〇七年の第一次日露協定では北満州がロシア、南満州が日本という勢力範囲が設定されたものの、中  
国の主権そのものを否定するものではない。よつて「南満州」が日露戦争によつてロシアから奪つたものだから還付す  
る必要はないとする北の主張は明らかに詭弁である。実際に「張継君を始め隣邦の諸友凡ては不肖を以て侵略主義者に

駆使せらるゝかの如き流言を信じて交情阻隔したり」（同、II—102）と、長く交流のあつた革命派の同志から批判を受けたことを北も認めている。にもかかわらず、北は中国の「革命的青年及び愛国的覚醒を与へられたる支那国民」が「南満州の還附を期待する程に自恣自ら量らざるものにあらず」（同、II—103）と断言する。なぜそのようなことがいえるのか。日本が「支那保全主義」のためにロシアの侵略に対抗するという意志を明確に示すならば、革命派の人々も必ず日本の南満州、さらには全満州領有を納得するであらうというのが北の読みであつた。これは裏を返せば、今の日本政府の行動は「支那保全主義」と背馳するものとみなしていたことを意味する。

「日本が露西亜より其れ（南満州）を奪ひし時に緊張したる国家的正義は南満州に占拠すると共に崩然として跡なく、支那を露西亜の侵略より防護せんが為めの占有にあらずして全く北満州に拠れる其れと相携へて支那を脅かさんとする南満州に一変したり」（同、II—102—103）。

ここから、前述した「滿蒙独立運動」に対する批判が導き出される。北にいわせれば、現状の日露提携のもとでの日本の満州領有は単なる侵略にすぎないのである。さらにロシアとの提携に加え、日本政府はチベットに進出しようとしているイギリスとも同盟関係にあり、これもまた中国の疑念をかきたてている。北の言葉を借りると、「（中国が）排日を叫んで止まざる所以は……国家の存立上日英同盟の日本を排し日露協約の日本を排するもの」（同、II—179）ということになる。すなわち現状の外交政策を続ける限り、「排日」の動きは止むことがない。そのため北は日本がイギリス・ロシアと手を切り、革命中国との軍事同盟のもとにこの両国との戦争に踏み切る「国際的正義に依る外交革命」（同、II—100）を断行しなければならぬと当局者に献言する。ロシアとの戦争によって「バイカル以東黒龍沿海州

の一带に進出したる時始めて支那保全主義は根柢より積極的に確立」(同、II—九二)し、「朝鮮と日本海とは始めて泰山の安きを得」(同、II—一八四)る、つまりは中国のみならず日本の国防上からも満州の領有は必要である、というのが北の満州領有論を正当化する論拠であった。

しかし、ではなぜ北は一方で「五族」からなる中国の統一を支持しながら、他方で満州領有論を唱えるという言動をとったのだろうか。糸康弘は『外史』が日本政府の要職者に提示された献策の書であることをふまえ、「とにかく日本外交を英露両国との結びつきから転換させ、革命政権が対英・対露戦をおえるまでの間を、日本に支援させるための好餌なのだろうか」と解釈しており、一種の戦術として満州領有論を唱えたのではないかと推察している<sup>34</sup>。しかし、のちに満州事変を彼があくまで支持していたことからみても、これは考えにくい<sup>35</sup>。ロシアがあくまで日本および中国にとって脅威であり続ける限り、北にとつて満州領有は譲れない一線であった。ゆえにロシア革命後も、「露西亞の脅威がツアールの亡びたるを以て去れりと考ふる如きは齒牙に足らざる浅慮」(『国家改造案原理大綱』II—二六二)<sup>36</sup>として、ソビエト＝ロシアを仮想敵国に位置づけたのである。

逆に、満州領有論こそ北の本質であり、「宋教仁ら南方革命派のなかの親日派を支援することによって、日本の在華權益を求めようとした」として、結局は単なる「權益擁護論者」にすぎなかったという結論を下すことも可能である<sup>37</sup>。だが、もし北が満州の權益を永久に日本が保有しなければならぬと考えていたとすれば、ことさらに「満蒙回蔵」をひとくくりにして「五族統一」を強調する必要はない。まして『外史』が日本政府の要職者に向けて発せられた書物であり、当時の大隈重信内閣が一九一五年の「二十一か条の要求」などに示されるような利権拡張の方針を打ち出していたことを考慮に入れば、なおさらであろう。前述したように、北は中国革命における「国家民族主義」の動きを重視しており、それを日本が侮辱するようなことがあれば中国から大きな抵抗を受けることも予見していた。そのように認

識していたにもかかわらず、なぜ「満州領有論」を説いたのが問題なのであり、それを「權益擁護論者」として断罪するのは、確かに明快ではあるが、その複雑な主張の背景を十分に説明できているとは言いがたい。

それでは、北の主張の矛盾を解くにはどうすればよいのか。その手がかりとして、北にみられる「力」の論理ともいふべき発想をおさえておくことが不可欠である。北は単なる「勢力範囲」にすぎない南満州をあたかも日本の主権の下にあるかのように語っているが、その理由をひもとくと次の言葉に行き当たる。

「革命党の愛国的覚醒は尙未だ理性的に至らず。為めに、主権本来の意義『力』に説明を仰がずして妄動の鋒を日本に向はしむることありとも、不肖等は日本の国家的正義に訴へて南満州領有の法理を考ふるに露西亞より得たる南樺太と同一なりと断ずる者なり。——明確なる法理に基く南満州主権の了解は今後日支両国に取りて重大なる必要なり」(『外史』Ⅱ—一〇二)。

これに続いて、漢民族が満州を取り返そうとすれば「干戈に見ゆることを要す」、すなわち軍事的対決によって決着をつけるという前述の文章へとつながっていくわけであるが、ここで北が主権の意義を「力」に求めつつ、このような現実を「理性的」にとらえることを革命派の人々に要求していることに注目したい。彼はすでに『国体論および純正社会主義』で、一国内の革命についても「天地万有たゞ『力』なり。社会は強力によりて動く。勝てば是れ官負くれば是れ賊」(Ⅰ—四〇五)と、「力」の有無が現実の革命の成否を決定するというリアルな認識を持っていた。もつとも『国体論および純正社会主義』で北は「議會革命」を志向しており、ここでいう「力」が必ずしも武力や暴力と結びつけられていたわけではないが、しかしいかなる「正義」もなんらかの「力」なくしてその実現は不可能であるというスタン

スは明らかである。

そしてこのような認識が国際関係に適用されると、「力」なきものは強国に吸収されるのみという「優勝劣敗」の理論があらわれる。『国家改造案原理大綱』において、「朝鮮の亡国的腐敗は悉く事大的国是となりて現れ」(Ⅱ―二六二)たとみなし、朝鮮の日本からの独立を完全に否定したことはよく知られているが、すでにその淵源となる主張自体は『国体論及び純正社会主義』で展開されている。同書で北は独立諸国家が平和的に共存する「世界連邦」の構想を示しているが、その一方で「帝国主義なくして全国家の権威の上に築かるる世界連邦の世界主義なし」(Ⅰ―四三四)として、弱肉強食の国家競争のなかで独立を保った国家でなければ「世界連邦」に加わることができないと説き、それゆえに「国家の権威を主張する国家主義の進化を承けずしては万国の自由平等を基礎する世界連邦の社会主義なし」(同上)として「国家主義」の重要性を説いていた。中国革命にあらわれた「国家民族主義」はその意味でも北にとつて共感すべきものであった。しかし、現実的に中国が列強の侵略の危機に直面し、満州においても他国——この場合は日本も含まれる——の跳梁跋扈を抑える「力」が存在しない以上、国際法上認められている中国の「主権」などは有名無実なものにすぎない。それはモンゴルやチベットなど周辺諸地域においても、あるいは一九一五年の「二十一ヶ条」要求などで問題となった山東半島の租借権にしても同様である。北が「二十一ヶ条の対支交渉を遺憾限りなし」(『外史』Ⅱ―序二)と考えていたことは確かであるが、それはたとえ「已に日露戦争の大事実によりて決定されて居る満州の主権を、十九ヶ年に猿まねをして二十一ヶ条に盛り込んだ汚らわしき小細工」(同)というやり方の問題であり、要求の内容そのものを否定しているわけではない。<sup>(38)</sup>すなわち中国が打ち出した「五族共和」論は「一国の国旗」にあらわれた「理想」であり、尊重すべきものであるが、それを実現するだけの「力」をつけなければ空理空論で終わってしまうのが「現実」だというのが北の結論である。ゆえに北は革命中国に対し、国内における「亡国階級」を一掃した上で、日本との提携

のもとにイギリス・ロシアという二大列強との軍事的対決を断行し、モンゴルとチベットの回復を果たすことによって中国の強国化を実現することを望んだのであった。

とはいえ、北の論理に基づき、革命中国が日本の後援を受けてイギリスとロシアを破り、日本が「バイカル以東」を領有して「支那保全主義」が完全に確立したならば、日本の満州領有の根拠は消滅することになる。モンゴルやチベットを回収する「力」を持てば、中国は当然「五族統一」の理念に基づき、日本に対して満州の還付を求めてくることは自明である。このような状況に立ち至った時、北はどのように対処するのだろうか。この問いに対して北は直接答えていないが、「窩濶台汗の共和国は一年にしてその基を築き十年に至らずして日本に代りて日本を保全し得べし」〔『外史』Ⅱ―二〇一〕と中国の強国化を予言する以上、それが実現したあともなお日本が満州を領有し続けることを強弁するならば、まさに強国となった中国と日本が「干戈に見ゆる」事態を招き、日中提携は完全には無に帰すことになる。それを回避するためには、満州を中国に還付することも考えなければならぬ。そうであってはじめて北の「満州領有論」と「五族統一」への支持というふたつの側面は彼のなかで矛盾なく結びつくはずであり、満州領有をはじめとする対外政策の提言を「正義の爲めにして日本の利権の故にあらず」（同、Ⅱ―九二）という北の言葉にも合致することになる。

しかし、結局のところ北は一九三〇年代に至るまで満州の還付について言及することはなかった。二・二六事件の調査では、日中間の攻守同盟について「最大強国と最弱小国との同盟は実質に於て支那が日本の保護国たる事を意味して居ります」（警視庁聴取書（二二））、日付不詳、Ⅲ―四八三）と述べるなど、この時点においても中国が十分に強国化していないという認識を持ち続けたのであった。

## 五 むすびにかえて

以上、中国革命に対する北の主張を分析し、革命に胚胎する「民族」をめぐる議論——「民族革命」から「五族共和」論へと至る流れをどのようにとらえていたのかを論じた。北は「民族」間の対立が革命を引き起こす動力となるという点に中国と日本との違いを見いだし、「排滿」論を「国家民族主義」と読みかえてその意義を高く評価した。だが、北は単に満州族王朝の清朝を打倒することだけではなく、国内になお存在する「亡国階級」を打倒し、強力な統一国家を樹立してこそ真の革命が実現するという意識を持っており、その観点から革命派の打ち出した「五族共和」論を正當なものとして受け止めた。これは革命派と袁世凱の妥協に憤って革命に失望し、中国の分割を必至であると説いた論者とも、中国の統一を確保するためには袁世凱の独裁を容認すべきであった人々——たとえば山路愛山は、袁の権力を抑制しようとする試みに対して「其結果は支那を何時までも無政府同様の不定不安の状態に置くに過ぎない」として否定的にとらえていた——とも、そして根強い漢民族の優越感を根拠として「五族共和」論の虚構を指摘し、漢民族居住地域に限定した中国の統一を提案した内藤湖南とも、明確に一線を画していた。

だが、北にとって譲れなかったのが、軍事的な理由をもとにした日本の「満州領有」という主張であった。その背景には北の立論に一貫して流れる「力」を重視する論理が存在していたことは疑いない。しかし、だからといって北は中国革命を真に認識したとはいえず、日本の権益拡張を図った侵略主義者にすぎないと断定するのは性急である。北の主張の問題点は、日本を「国際間に於ける無産者」（『国家改造案原理大綱』Ⅱ—二七三）すなわち広大な領土を有する西洋列強と比較して劣位にある「弱者」として位置づけ、西洋列強の「力」に抗するための「アジア」連帯を唱えながら、その連帯の内部にも現実の「力」関係を反映させた結果、日本の国益を追求する対外膨張論と大きな違いがなくなっ

しまったという点にある。中国に対しては、ロシアの脅威を防ぐために日本の満州領有は当然であるとし、すでに日本の支配下に入った朝鮮に対しては、「国家民族主義」の欠如を理由に日本による支配の継続を宣言する<sup>(4)</sup>。かくして、西洋列強に追隨する現実の日本帝国主義を批判しながら、その対外侵略の成果を維持した上でアジアとの連携を語るという、大きな矛盾を抱え込むことになったのである。

しかし、このような国家及び民族の「力」を重視するという位相から、北は中国革命を支持し、そして「五族共和」論に対しても、それが中国の統一に寄与するという点において肯定的な評価を与えたのである。北が「五族共和」論における「民族の平等」という理念について言及しなかつたのは、領域内に居住する全ての国民が平等な権利を付与されることを当然視したからとも考えられるが、中国革命を「興漢」革命とも表現した北にとってみれば、革命後の中国の主導権を握るのが漢民族であることは自明のことであつた。すなわち、革命中国に対して満州の主権の放棄を迫ることと、革命中国による周辺諸民族の「統合」——実態は「同化」であることは言うまでもない——に賛同することは、北にとって矛盾なく結びつくものだった。このように考えると、単純に北を中国に対する「侵略主義者」として批判することも、中国ナショナリズムへの理解者として賞賛することも、一面的な評価にすぎないということになる。ただ、北が中国ナショナリズムを漢民族の「国家民族主義」として評価した一方で、漢民族以外の少数民族に見られた、中国からの自立を目指す「国家民族主義」について全く顧慮しなかつたという事実は指摘しておくべきであろう。そしてこれは北のみならず、辛亥革命、さらには五四運動、国民革命へと至る漢民族中心の中国ナショナリズムの進展に対して「理解」を示した日本の知識人にもあてはまるだろう。またそれゆえにこそ、一九三〇年代には日本の権益を脅かす中国ナショナリズムに対峙もしくはこれを止揚しようものとして、少数民族も含みこむ形の「民族」の「協和」——「共和」ではなく——という構想が生み出されていくことになるのである。かような流れについては、また別の機会に論じてい



くことにしたい。

- (1) 本稿では訳文なども含めて「滿州」の表記で統一する。
- (2) 孫文「臨時大總統宣言書」(一九二二年一月一日)、『孫中山全集』第二卷(中華書局、一九八二年)二頁。なお、引用文中のカッコ内は、注記なき限り筆者による補足説明である。
- (3) 「中華民國臨時約法」、羅家倫主編『革命文獻』第一輯(中央文物供應社、一九五八年)三四頁。なお、第三条で新疆があげられていないのは、すでに清朝末期以降、新疆が「二十二行省」のひとつとされていたことによる。
- (4) これについては以下の先行研究を参照。松本ますみ『中国民族政策の研究』(多賀出版、一九九九年)、王柯『20世紀中国の国家建設と「民族」』(東京大学出版会、二〇〇六年)、片岡一忠「辛亥革命時代の五族共和論をめぐって」、田中正美先生退官記念論集刊行会編『中国近代史の諸問題』(国書刊行会、一九八四年)所収、齋藤道彦「中国近代と大中華主義——清末から中華民国へ——」、中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』(中央大学出版部、一九九九年)所収、村田雄二郎「辛亥革命期の国家想像——五族共和をめぐって——」、「現代中国研究」九号(二〇〇一年)所収。
- (5) 本稿では、『北一輝著作集』(全三巻、みすず書房、第一巻・第二巻は一九五九年、第三巻は一九八四年の第三版)に所収されている北の著述に限り、巻数をローマ数字、頁数を漢数字で略記して、引用文の末尾にカッコ内に入れて本文中に付した。また、旧字体の漢字は筆者の判断により適宜新字体に修正した。
- (6) 佐藤美奈子は政教社の雑誌『日本及日本人』の辛亥革命に関する論説を整理した上で、袁世凱の権力掌握への流れのなかで「それぞれの論者がそれぞれの方法で、次第に新中国に対する失望を示し始める」という傾向をおさえている。「辛亥革命をめぐる日本の世論——『日本及日本人』を中心に」、『思想史研究』第一号(二〇〇一年三月)一三七頁。ほかにも、革命を支援していた頭山滿や内田良平が南北和議に否定的であったことが知られている。黒龍会編『東亜先覚志士紀伝』中巻(原書房、一九七四年)四四六―四四七頁を参照のこと。
- (7) 中島端『支那分割の運命』(政教社、一九二二年)五四頁。
- (8) 同上、五五頁。
- (9) 同上、一四九頁。
- (10) 同上、一六〇頁。

「民族革命」から「五族共和」へ

同志社法学 五九卷二号 五四〇（一一一〇）

- (11) 酒巻貞一郎「支那分割論」、同『支那分割論 附 袁世凱』（啓成社、一九一三年）所収、二六三頁。
- (12) 酒巻「袁世凱」、前掲書所収、序・四頁。なお、「袁世凱」の例言によれば、満川亀太郎がこの論稿の編纂にかかわっている。同、序・五頁を参照のこと。
- (13) このような北の主張の変化については、拙稿「北一輝の『変説』——中国革命を手がかりに」、『同志社法学』五五巻四号（二〇〇三年一月）を参照のこと。
- (14) 中島、前掲『支那分割の運命』一四九頁。
- (15) 酒巻、前掲『支那分割論』五三〇頁。
- (16) 内藤湖南「支那論」、『内藤湖南全集』第五巻（筑摩書房、一九七二年）所収、三三八～三三九頁。
- (17) 同上、三四六頁。
- (18) 同上、三四八頁。
- (19) 同上、三四九頁。
- (20) 同上、三八〇頁。
- (21) 内藤「支那将来の統治」（一九一六年二月三月）、『内藤湖南全集』第四巻（筑摩書房、一九七一年）所収、五四三頁。
- (22) 増井経夫「内藤湖南と山路愛山」、竹内好・橋川文三編『近代日本と中国 上』（朝日新聞社、一九七四年）所収、二九〇頁。
- (23) この点を重視して内藤の中国論を再評価したのが、加賀栄治「内藤湖南の『支那論』について」（一九八六年三月）、同『内藤湖南ノート』（東方書店、一九八七年）所収、である。
- (24) 永井柳太郎「対支外交の根本方針（其二）」、『新日本』第四巻第二号（一九一四年二月）、五七頁。なお、雑誌『新日本』における永井の中国革命論については、銭昕怡「雑誌『新日本』に現れた中国革命論——辛亥革命から第三革命期を中心に——」、『同志社法学』第五四巻第一号（二〇〇二年五月）を参照。
- (25) 清朝による周辺諸地域に対する統治の実態については、片岡一忠『清朝新疆統治研究』（雄山閣出版、一九九一年）、石橋崇雄『大清帝国』（講談社、二〇〇〇年）、毛里和子『周縁からの中国』（東京大学出版会、一九九八年）、平野聡『清帝国とチベット問題』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）、茂木敏夫「清末における『中国』の創出と日本」、『中国——社会と文化』一〇号（一九九五年）所収、などを参照のこと。
- (26) この点に目配りした先行研究として、吉澤誠一郎『愛国主義の創成』（岩波書店、二〇〇三年）などがある。

- (27) 原文の片仮名は平仮名に直し、単語間の空白は省略した。以下、電文に関しては同様に修正している。
- (28) 「臨時約法」と宋教仁のかかりについては、松本英紀「中華民國臨時約法の成立と宋教仁」、同『宋教仁の研究』（晃洋書房、二〇〇二年）所収、などがある。ただしこの研究の焦点は、臨時約法における議院内閣制の採用をめぐる問題に置かれており、「五族共和」の問題については触れていない。「五色旗」と宋教仁のかかりについては、谷鍾秀『中華民國開国史』（一九一四年）、五五頁を参照した。本書の引用は、沈雲龍編『近代中国史料叢刊』第六六輯（文海出版社、一九七一年）に拠った。
- (29) 宋教仁「国民党湘支部歡迎会演說辭」（一九一三年二月八日）、陳旭麓主編『宋教仁集』下冊（中華書局、一九八一年）所収、四四五頁。
- (30) 孫文「在北京蒙藏統一政治改良会歡迎会的演說」（一九一二年九月一日）、前掲『孫中山全集』第二卷、四三〇頁。
- (31) 松本ますみ、前掲『中国民族政策の研究』九一頁。
- (32) 片倉、前掲「辛亥革命時期の五族共和論をめぐる」二九六頁。カッコ内は原文。
- (33) この箇所は一九一六年に日本政府の要職者に配布されたものにのみ記されており、一九二二年以降三度にわたって公刊された際には削除されている。ただし後述するように、この箇所以外にも北は同様の主張を展開している。
- (34) 桑康弘「北一輝 ある純正社会主義者」（三二書房、一九九八年）一〇五頁。
- (35) 北が満州事変を支持していたことについては、宮本盛太郎「北日記」について、同編『北一輝の人間像』（有斐閣、一九七六年）所収、松本健一「北一輝の昭和史」『靈告日記』を中心として、同『北一輝の昭和史』（第三文明社、一九八五年）所収、及び拙稿「昭和の北一輝」：对中国和平論と『国家改造』論の關係を中心に、「同志社法学」五〇巻六号（一九九九年三月）所収、などを参照のこと。
- (36) 原文の片仮名は平仮名に直した。以下、『国家改造案原理大綱』からの引用は同様に直した。
- (37) 趙曉靚「對華二十一ヶ条要求をめぐる北一輝と吉野作造」、『政治思想研究』第五号（二〇〇五年五月）所収、一三八頁。ほかにも、久保田文次「『支那革命外史』の実証的批判」、「史艸」一四号（一九七三年一〇月）及び松沢哲成編『人と思想 北一輝』（三二書房、一九七七年）所収、田中惣五郎「北一輝」（増補版、三二書房、一九七一年）なども同様の視点から北の「満州領有論」を批判している。
- (38) 「二十一ヶ条」要求に対する北の主張については、趙、前掲「對華二十一ヶ条要求をめぐる北一輝と吉野作造」が詳細に検討を行っている。
- (39) 山路愛山「支那論」（民友社、一九一六年）一五〇頁。
- (40) 北は朝鮮の独立が不可能なのは国内の「道義的類廢」もさることながら、「日本支那露西亞の三大国に介在して自立する能はざりし地理的約束」（『国家改造案原理大綱』II—二六一）があるからだと、日本存立の国防上より朝鮮は永久に独立を考ふべき者に非ず」（同、II

一（二六二）と述べていた。

- (41) 北は朝鮮を「日本内地と同一なる行政法の下に置く」（『国家改造案原理大綱』Ⅱ―二六〇）とした上で、「已に日本の懐に眠れる以上日本建国の天道によりて一点差別なき日本人なり」（同、Ⅱ―二六三）と、植民地の人間を対等に扱うべきだと述べている。このような主張は現実の植民地支配における差別的構造を批判する上では有用かもしれないが、結果的に強者である日本人への同化を強制するものであることは言うまでもないだろう。なお、北の朝鮮論を「日鮮同祖論」の系譜の中に位置づけたものとして、小熊英二『単一民族神話の起源』（新曜社、一九九五年）などがある。